令和５年度夏季　全庁共通の具体的な節電取組

１　夏季節電取組期間

　令和５年７月１日（土）から同年９月３０日（土）まで

２　各施設共通の取組

(1)　原則、外気温２８度以上のとき空調機器冷房運転を始動することとし、無理のない範囲で、室温が２８度を保つように設定温度を調整する。

(2)　屋内照明は、必要な照度を確保しつつ、間引きする。

(3)　施設利用者へ節電取組を説明し、御理解をお願いする。

(4)　イベント等の実施に当たり、節電意識を持って計画を立てる。

３　職員の取組

(1)　昼休みの間は、窓口等を除き消灯を徹底する。（ただし、気象状況、食事中や職員の健康管理上の理由により、所属長の判断で点灯することができる。）

(2)　クールビズ（５月１日から１０月３１日まで）を徹底し、節度ある軽装を励行する。

(3)　健康管理の観点からも、週休日の振替や積極的な休暇取得等の活用を図る。

(4)　在宅勤務型テレワークの活用を図る。

(5)　３０分以上使用しないＯＡ機器の電源管理（パソコンの省電力モードの活用など）の徹底を図る。

(6)　定時に退庁できるように心がける。

(7)　イベント等の実施に当たり、節電意識を持って計画を立てる。

(8)　電気湯沸ポットは、湯沸室貯騰器からポットへ湯を移して利用する。

(9)　コンセントプラグのこまめな抜き差しの徹底を図る。

４　その他

(1)　上記取組については、環境ガイドライン「地球温暖化防止ガイドライン」に記載されておりますので、ご参照ください。

なお、可能な限り印刷は控え、共有フォルダ（各課公開＞財産管理課＞はだの環境マネジメントシステム＞ガイドライン）、又は市役所ホームページ（ホーム＞市政情報＞秦野市の紹介＞庁舎＞はだの環境マネジメントシステム＞はだの環境マネジメントシステムについて）のデータで閲覧してください。

(2)　「節電啓発用チラシ」を添付しましたので、市民への周知等にご利用ください。